

食品健康影響評価の優先性の検討について

1. 評価の優先性（ハザード及び食品の組み合わせ）の検討に必要な項目（案）

- (1) 症状の重篤度：医療機関受診（入院割合）・致死性・後遺症の有無等
- (2) 健康への悪影響の発生頻度及び/又は規模の大きさ：食中毒統計及び/又は感染症発生動向調査において、過去 10 年間で年間の患者発生件数がおよそ 50 件を超え、経年推移として患者数の顕著な減少が認められないこと。
- (3) リスク低減のためのリスク管理措置（基準値等）の有無等。
- (4) 評価の見直し：「食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針」（2022 年 6 月公表）（以下、「評価指針」）に基づく評価の見直し。
（評価を実施した後に、最新の科学的知見や国際的な評価基準の動向等を勘案して、各種評価結果及び評価手法を見直す必要が生じた場合には、適宜、評価の見直しを行う。）
- (5) 国際動向：新規・見直しを含む規格基準の策定、ガイドライン、ガイダンス、評価、評価手法等の公表又は専門家会合の開催状況。
- (6) ハザードの特徴（増殖条件、分布、原因食品、用量反応等）に関する科学的知見があること。
- (7) 評価の実行可能性：評価に必要なデータ（例：汚染率・汚染濃度等）の入手が見込まれること。

2. 食品健康影響評価の優先性の整理に際し留意すること

評価指針に基づき、微生物等並びに微生物等が産生する毒素及び代謝物を評価対象ハザードとして、ハザードとハザードが含まれる可能性のある食品の組合せを特定した上で、1. で示した評価の優先性の検討に必要な項目(案)に照らし合わせ、総合的に食品健康影響評価案件の優先順位を決定し、優先順位が高いと考えられたハザードと食品の組合せから評価案件候補として検討する。